

一般廃棄物処理業許可証

住所 静岡市葵区芝原25番地の34

氏名 株式会社 岩本商店

代表取締役 岩本 匡史

生年月日 昭和42年9月19日

令和3年11月4日付けの一般廃棄物処理業許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和3年11月9日

焼津市長 中野 弘道



記

- | | |
|--------------|---|
| 1 許可業務 | 一般廃棄物の収集・運搬 |
| 2 取扱一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（可燃及び不燃）・特定家庭用機器廃棄物 |
| 3 有効期間 | 令和3年12月7日から令和5年12月6日まで |
| 4 作業区域 | 焼津市内 |
| 5 許可の条件 | ①一般廃棄物の保管は禁止する。 ②特定家庭用機器廃棄物とは「特定家庭用機器再生商品化法第2条第4項に定めるもの」とする。 ③ごみの飛散、汚水の漏れがないよう専用車両で収集運搬すること。 ④実施にあたっては、法令及び市の指導を遵守すること。 ⑤毎月10日までに前月分の業務報告書（第9号様式）を提出すること。 |